

不信極まる高圧的なものであつた。この発言を中心として昨日の管理部交渉を強引に白紙に戻そうという態度が察知されたので、組合としては次の諸点を指摘し確認を求めていつたが、はっきりした答はなし得ず真にあいまいな態度で何のために来たのか我々には到底理解がつかなかつた。

- 1 六月一日管理部長の発言とこの申入れは非常に喰ひちがいがある。おそらくは管理部内に労働行政を理解しない挑発的な人物があり、その人々の意見ではないのか。
- 2 他車掌区で新交番制の名の下に旧交番を実施している事実をどう見るか。
- 3 達示を掲げる前における車掌と区長の間完全な了解がついていなかつたではないか。
- 4 新交番に移行するにしても寝具其の他の条件は完備していないこと。又管理部としてその対策はなく、見通しも持つていないのではないか。
- 5 新交番による予備員が行政整理の対象ではないとはつきり言へるか。
- 6 紛争状態に追ひこんだ区長はその責任をのがれるため業務命令をさかのぼつて要請した疑ひがある。

明確な返答の出来ない彼等は「問答は既に無用と思う、当局者として断乎処分する」と宣戦布告という態度で席をたつた。そこで組合は「その態度もよからう。然し我々としては最後の忠告をする。今君達のやつている事は実に危険な事だ。今組合員はどういう環境の中にあるかをよく考へて見るべきである。十二万の大量首切りという嘗てない生活の恐怖を前にして非常な神経を使い又儉徳を高めている。そのフンイキの中で考へる交番制は首切りに繁つていることを誰も見逃してはいない。今拙劣な小手先細工で問題をこじらせ、大事を起して何の申訳がたつと思ふか。再度良識を以て判断することをすゝめる」と痛烈な反省を求めた。再び席についた管理部代表に対し支部斗争委員長より「申入れの内容と管理部交渉の内容の解釈が大変異つている。わざわざ来て頂いて甚だ失礼だが、もう一度管理部へお帰りになつて意見を統一してもらいたい。その上で話し合いをすれば釈然としよう。尚組合として特にたしかめたい点は

- 1 事前の処置について、組合と完全な連絡をつけてあつたかどうかという点と、切替へに対する諸条件は裏付けとして完全に用意してあつたかどうか。今後の見通しはどうか。
- 2 紛争状態に入つて以来の当局の態度は殊更に紛糾を深める

方向に進んでいる。電報指令もそうだが特に小手先細工は絶対に止めてもらいたい。管理部長の発言は明確にされなければならぬ。

3 新交番と行政整理が無関係であることを組合員の充分納得の行く形で発表してもらいたい。

の三つである。早急に部長と相談をして頂きたい」と改めて組合員の意見を纏めて提議した。之に対して総務部長より「趣旨は充分了承した。速刻部長と相談して御返事を申上げる」と返答があり、交渉は一応中止の形をとり従つて申入れも事実上保留となつたのである。この時労働係長の「では御返事は電話でいたします」という言葉について支部井上書記長より「いや書面を以てしてもらいたい」と訂正を申入れたが支部委員長は「それは電話だ書面だということではなく、お互ひにこゝまで討論を行い問題の重要性を本当に認識しているならば後になつてあくではない、そうではないというような不見識な事のないよう措置すべきであつて、その策はおそらく当局としても考へておられるだろうからこたわるまい。管理部としても特にこの言葉を忘れないで覚えておいて頂きたい」と念を入れた発言があり全員確認の上散会した。

直に開かれた斗争委員会では「電話でといつたが恐らく再度交

渉の申入れがあるだろう。その席上で解決の運びに努力しよう」ということになつた。然しながら同夜はつきり言うなら三日零時二十五分労働係長荒井氏より次の如き回答があつた。

一 業務命令の徹底について

車掌区長は新交番順序を五月二十七日関係の揭示場所へ揭示し且つ三十日より各人に、帰宅点呼の際新交番を確認せしめた。設備其他の整備について、寝具燃料は新交番に移行出来ない直接的な条件とは考へない。

二 命令電報通達について

電報は三十一日十六時四十分東神奈川駅に受信してあるので日をさかのぼつたことはない。

三 新交番と行政整理の関連について

新交番は勤務時間及休暇規定改正に伴つて実施されるものであり、行政整理とは関連のないことは話合の際言明した通りである。

四 各車掌区の新交番の実施状態について

計画に従い新交番を実施している。

五 部長の発言について

東神奈川車掌区に於ては新交番に移行したと報告を受けてい

るから旧交番でやつているとは考へていないといつたのである。(六月一日話合の際)

斯くの如く管理部と支部との交渉が行われているにもかゝらず現地に於ては業務命令を楯にとり、区長並びに一部の助役は、つように新交番乗務を強要し組合員の感情を刺激していたのであつた。

六月三日 管理部長より電話回答を得た支部斗争委員会は九時半より緊急に斗争委員会を開き回答に対する態度を次のようにきめたのである。

「一項より四項までの回答については我々の要望に対して何等の誠意あるものとは認められない。従つて今後の交渉の対象とする第五項については重要点ではあるがこの回答の簡単な文章には含みを充分に感じられる。即ち此の文章においては現場において適宜処置して夫々の立場をたて、解決しようとする腹がで来たものと考へる」。つまり大岡裁きで新交番の名の下に修正を行ひ分会、区長、管理部三者とも面子を失わない実をとれという腹の仕事と解釈したのである。しかし乍ら後刻に至り判明したことは、そういう事ではなく当日五時頃管理部長は次の如き電達を現場へ下し支部との交渉を重視する行為を敢て行つていたのである。

「新乗務番制又は区長の指定する業務に応じない者に対しては業務命令違反として取扱わざるを得ないから至急其の職氏名を報告せられたら」

あくまで事態を最少限度の中に收拾しようという組合側の態度に対し、特に二日の申入れで念を入れたにも拘らず彼等は労働行政の未熟とか不馴れというには余りにも無恥に近い態度で強行してくることを考へると、我々の冷静な頭に直ぐ浮ぶことは近く行われる行政整理、首切りという困難な仕事を前にしてこの強引行政の成果を一つの橋頭堡として築きあげようといふまことに浅墓(マヤ)な功名心に目を奪われ泥沼の如き混乱の中へ踏みこんでいる彼等の哀れな姿であつた。

車掌区が業務命令を蹴つて旧交番を維持していることは全分会に大きな衝動を与へ、間近く迫つている首切りの現実はどう闘ふかという事を覚醒させた。特に同じ地域内にあり密接な関係をもつ電車区、駅の分会は車掌区の事態を見逃すことは、今後の自分達に加へられる首切り労働強化を苦しい守勢におくことになる。大々真剣な討論の末、合同職場大会を開き共同斗争にすゝむべきであると結論を出し、六月三日十時より臨時合同職場大会を開催した。この大会は「組合支部は直ちにストライキ態勢を強化せよ」

と決議をし直ちに支部へ申入れを行った。

この決議を受けた支部斗争委員会としては前述の如く余りにも無謀なる管理部の処置に憤慨し、その責任は当然管理部長の卑劣な態度によるものであり、その挑発を紛砕するためには、断乎たる態度を以て臨まねばならぬことが決定された。そしてもし現在に至つて事態を收拾するとするならば、要は車掌区長の腹にあるものと考へ十八時斗争委員長、成瀬副委員長は区長に懇談を求め約一時間半に亘り「客観状勢並に分会の状態を観察し事態を収めるのは今である。大局を考へ腹で仕事をされよう」と申述べたのである。区長としては、管理部のあいまいな態度について一応意見はあつたが、組合と管理部との間に立つ苦衷を訴へ兎に角善処することを約し、組合としても一考を促して帰つたのである。

六月四日 翌日の支部は、予定に基き夫々の業務に応じて外出していたところ、十五時過ぎ管理部長より「斗争委員長に面談したい」との申込があつた。当時斗争委員長は大船地区の懇談会に出席していたので直に連絡したが、今散会したところだという返答があり、その後管理部の問合せがあつたので「間もなく帰ると思うが若し取急ぎの事なら当方へ出向願ひたい」と返事をし、「又代理でよかつたら誰がゆく」と申添へたところ「委員長でなければ

困るから帰つてからでよいから来てもらいたい」と注文をされ委員長の帰りを待つことゝした。

当の委員長は会議が終り横浜駅に四時過ぎに到着したが「数日来帰宅もおそく、泊りこんでもいたので家庭の病人の様子を見たいから少し早いが帰してもらいたい」とそのまゝ帰宅したのであつた。

支部へ帰つた斗争委員は、その話を聞いたが連絡の方法もなく又「話そうという事の内容もいつてくれない」というのでは処置ないので翌日を待つことゝした。

現場においては区長は支部と約したことも忘れ、相変らずの態度で分会員と対峙していた。その夜管理部より、総務課長、業務課長は公安係長と部下数名を伴ひ、弾圧的な態度で業務命令の徹底に來たが、分会の抗議により引上げていつた。

六月五日 十時突如、管理部は鉄道公安官三十名「腕に自信」の管理部長三十名を伴ひ、総務課長、業務課長、公安係長その他係長の多数にて東神奈川車掌区に乘込み、実力行使を以て強制的に新交番に移行させ、一挙に問題を解決させるといふ決意を示して來た。

先づ車掌区事務室を中心に、要所々々に公安官を配置し、第二

陣として管理部員を一ヶ所に集中し、公安係長は獲物を狙う獵犬の如く内部の状勢をうかがいつゝあつた。

この正に挑発的なあたかも昔の特高警察というか、時代劇の大捕物を想起させるものものしきに激昂した組合員は期せずして操縦台を中心に集合し、口々にその非をなじり公安官の撤去を迫つたのである。

「業務命令である新交番に乗れ」と絶叫する彼等に対し、組合員は口々に「弾圧はやめよ」「交渉をなぜやらせぬか」「首切りの前提かどうか確認しろ」と要求をつきつけ、近隣の職場からかけつけた組合員の数はますます増えるばかりであつた。支部より急をきいて斗争委員長外数名がかけつけたときは、彼等の力では既に拾取することは出来ず、自分達のとつた軽卒な行動の結果にふるへおのゝき「何とかしてもらいたい」と懇願するのであつた。

支部としても何回となくこのような事に対しては忠告を与へておいた事であり、今となつては致し方もないので拒絶する外はなかつた。

「五分でも十分でも委員長と話させてもらいたい」という総務課長のたつての頼みに仕方なく大衆の承諾を求めて話し合いに入つた。

組 「かねて注意しておいたのかゝわらず何故こういう馬鹿

げたことをするのか。今まであなたの方のやつている事は丁度火薬庫の中でマツチをいたずらしているようなものだ。労働行政ということは生物を相手の仕事だ。先づ公安官を返すことが先決である。至急に手配してもらいたい」

総 「私は業務課長について来たゞけで公安官については業務課長に全権がある。新交番にのれば公安官もかへすようにしよう。」

組 「新旧交番がもとでこゝまで話がつれて来ているのではないか。その根本を解決しないで、今となつて公安官のことだけで組合員が諒解つくと思ふか。」

総 「そのことはよく分る。君の腹でやつてくれ。新交番でつてあととは交渉する。」

組 「私自身の腹では何事も出来ないのが組合の規律だ。たゞこの事態を収めることには自信がある。まづ公安官をかへす。旧交番でやりながら新交番にうつる交渉をすることだ。」

この様な議論を中心に、約二時間に亘つて話し合つたが堂々めぐりに過ぎず、事態は益々紛糾しやがては連休となるかも知れなくなつた。そこで、

組 「このまゝでは運休になるおそれがある。今日はすなおに引き上げて後日交渉をもつ事が一番よい方法である。」

と最後の決断をうながし、総務課長、業務課長は相談の結果

〔総〕「本日はこのまゝ引上げる。その代りこの群衆を一刻も早く解いてもらおう。今後の交渉については、管理部で通知する」

ということになった。

そこで操縦台の周囲を平常にもどし、公安官は全部引上げることになった。

尚部外各労組よりかけつけた代表は次々に集り、

〔組〕「この東神奈川の斗争を絶対に支持し、今後の不当弾圧に

対しても積極的に応接する」

と力強く誓ってくれた。

六月六日(月)

支部斗争委員会は十四時より当面の諸問題について検討を加えたが其の中車掌区の問題については一、管理部との交渉申入れには応じる。二、新交番については旧交番と実質的に変らない様に処理する。三、組合本部の交渉題目として扱はさせると決定した。東神奈川車掌区の斗争は果然憤懣を押しに押えていた東鉄管内各

管理部の車掌区の奮起を促し宇都宮、白河、小山車掌区は旧交番を持続することに決定、中野車掌区千葉車掌区も亦旧交番実施を決議し、蒲田上野車掌区も反対の意志を表明し、この動きは同じ乗務員たる各電車区へも自分達に関連ある重大問題として波及していったのである。

分会においては管理部当局の陰険な弾圧に全組合員は心から憤り飽くまで旧交番を固持するという態度は益々強くなり今後若し不当弾圧のあつた場合は実力行使も辞せずと決議をしたのである

六月七日(火)

茲に至り部外労働者も車掌区の斗争の何たるかを理解し定員法の次に来る自分達の首切りを考えるとこの交番制問題は彼等の真剣な話題となつて行つた。それは彼等が工場において材料や機械の都合による手続時間を一日の実働時間から差引くということ、同じ最も露骨な労働強化であることを知つたからである。

其の意志の結果が県下の各工場の代表者会議となり七日十七時より車掌区の休憩室において開催された。

結論としては東交の問題東神奈川の問題は自分達の事と考へ最大の応援に努力する。我々は今生死の境に立つて考へることばかりでなく闘うことは行動で示す以外にないことが確認された。終

りに野毛の自由労働者より所謂ルンペン・プロレタリアートとしての悲愴な立場と覚悟を示されこれこそ明日の我身の姿と全員新しい斗志に燃え上つたのであつた。

六月八日

新交番を拒否し旧交番乗務を持続する電車運行は一糸の乱れもなく、組合規律は正常に保たれ、各分会員とも連日苦斗の疲労にもかかわらず次々と自己の乗務に元氣よく飛び出して行つた。

一方狼狽せる当局の濫発した業務命令は次の通りである。

1 五月三十一日(電報受付十六時三〇分) 既述の通り

2 六月二日 (十七時着信電達一〇七号) 管理部長より各現場長宛「達第四十一号陸運関係勤務時間及休暇規程改正に伴う車掌区新乗務番制は既に電達せる通り六月一日以後確実に実行せよ」

3 六月三日 左の通り管理部長から電達があつたから知られた
「新乗務番制又は区長の指定する業務に応じない者に対しては業務命令違反として取扱はざるを得ないから至急其職氏名を報告せられたい」

4 六月三日十八時三十分電達 業務部長より

「乗務行路変更に伴い新交番による乗務を直ちに実施せられたい。此の旨乗務員各人に確認せしめられたく確認を固辞するものゝ氏名を報告せられたい」

5 六月八日 新橋管理部長 (印)

「正常なる新交番制による乗務を直ちに実施する様重ねて通告する」

六月九日

既に管理部当局と打合をしたのであらう区長を中心とする助役陣は早朝より何事か心に決するものがあるが如き表情にて相も変らず区内を右往左往していた。その事はやがて次の掲示によつて明かになつた。

東神奈川車掌区員に告ぐ

乗務を拒否せるものは断乎処分する

昭和二十四年六月九日 新橋管理部長 (印)

六日以後の分会内の事情は区長と一応の協定を行い無意味な紛争は避けるという方向に進み、少く共組合側は自重的な態度をとつていた。しかし夫は嵐の前の静けさであつたかも知れない。故なら管理部長から電話を受けた区長が急遽掲出した次の紙片に依つて一瞬破れ去つたからである。時正に十一時

栗竹時雄、井上勘一、柳川一夫、岡本一美、川久保正夫、
皆藤音松、吉野博、水口巖、関根国松、稻耕作

日本国有鉄道法第三十一条及公共企業体労働関係法第十八
条に依り免職する

六月九日十時

東 鉄 局 長

此の報が電撃の如く全分会員に伝はるや各員は続々分会事務所
に集合口々に大会決定の実力行使を叫び自動的にストライキに突
入したのであつた。全く一瞬の出来事であつたことは全組合員の
意志の統一を示し団結の力の結集は何如なる形をとるかを明白に
裏書したものである。

同日十三時支部は取あへず次の情況発表を行つた。

情況発表一号

「新交番をめぐる紛争に対し問題の本質的解決を放棄した無
誠意極まる当局は更に一方的な解雇処分に依り弾圧を企て、
来た

この不明朗な処置に納得の行かない東神奈川車掌区は最后
の決意ストライキを以て当局に反省を促している」
急を聞いた県下各地の労農団体はかねての約束通り□として

応援にかけつけ次に来る弾圧にそなへてくれたのである。

十五時東神奈川電車区は緊急職場大会を開きストライキに突入
した。

当日は支部三役陣は市長知事回答へ対し本部指令「警察官の無
賃乗車拒否」の件について組合の態度を表明し合せて現在の国鉄
職員の立場について説明に廻つていたのであつたが、直ちに引返
して支部に戻り緊急斗争委員会を開催し

一 直ちに管理部と交渉を持つ。

二 現地へ斗争委員を派遣することとした。

そこで各々の分担を割当て直ちに行動に移つた。

管理部交渉（城戸崎、相沢）十六時三〇分——一七時五〇分

労働係長を通じ管理部長に面会を申入れたところ「部長不在で
あり代行者としても会へるかどうか分らぬ用件とはどんな事か」
「今更用件とは何事であるか当然東神奈川の事態收拾について、
ある。早急に用意してもらひたい」「では相談して見よう」待つ
こと三十七分当局側の総務課長、業務課長、運転課長、労働課長
と対談したのである。

当局「非常に忙しいので十分間に限り御話をしたい」

組合「そんな無誠意なことですらう。十分位で話が解決つく

と思うか」

当局「十分間ということは短い時間ということである」

組合「かねて充分忠告したのにも関わらず何故斯る事態を引起し

たか」

と当局のとつた処置が万善であるかないかで討論するも結論を得ず

組合「事態を早急に平常に戻すためには首切りを白紙に返し旧

交番か新交番かの条件について解決をはかろう」

当局「それは承認しかねる。但し上の人が私のとつた処置が浅

墓だといわれるならば別だ。総務課長としては絶対に承認

できない。新交番か旧交番かということについては組合の

いつていた通り大した問題ではなかつた」

組合「組合が大した問題ではないということは腹で処理するな

らば大した問題でないということだ」

当局「六月三日の電話回答中部長の発言については、若し新交

番でやつていないならば現場長の業務命令違反が組合の業

務命令違反であるということが含まれている」

と組合が前日呉々も指摘した点について重大な過誤を冒している

ことを自らの口からバクロすることゝなつてしまつた。

そこで組合としては管理部長と熟考して処置する様要求して不

本意乍ら引上げざるを得なかつた。

尚涉外課長より次の報告があつた。

一 横浜小本氏より局涉外を経て運転課長へ

「東神奈川車掌区組合責任者に電車の運行を戻す様」

之により管理部長より次の電報を出した。

「東京地区司令官ホール中佐より次の口頭命令ありたるにつ

き貴支部より東神奈川車掌区分会責任者（東神奈川車掌区組

合責任者）に電車の運行を正常に戻す様指令する」

註 「管理部から組合支部へ指令という形は真に珍らしいこ

とである」

二 二十四時二〇分——局運行課沢倉氏より

M・R・S・アンダーソン中佐

「東海道線、横須賀線列車、電車の運行を絶対に確保せよ」

三 十六時二〇分——涉外部長より管理部長へ

ホール中佐

「軍輸送に支障を来した責任者氏名を速刻報告せよ、との口

頭指令があつた。各管理部長は該当者を調査の上涉外部長宛

報告せよ」

四 十六時三〇分(本省——局) 十六時四五分(旅客——管理部)

ホール中佐

「総ての連合軍輸送に対して絶対に支障を与へないように平常通り運転を確保することを指令する」

管理部交渉から返り分会の状況を把握して九日二十時三〇分より第二回目の緊急斗争委員会は開かれた。たまたま本部中斗より山下、中村、木下、斉藤各斗争委員が事情聴取のため来訪しており、本部の態度について説明があつた。

1 中斗としてスト中止指令云々は未決定である。

2 当局に対しては次の態度であたる。

イ 首切りを撤回し白紙に還す

ロ これ以上の犠牲者は出さない

ハ 旧交番で新交番について団体交渉を行う

尚、支部として分会の状況、管理部交渉について説明、中斗員は直ちに分会の実情視察に向つた。支部の斗争委員会はそのまま続行した。議題は「今後の処置について」種々討論の上次のような結論を得た

1 今回の斗争は相当の持久戦を覚悟せねばならぬ。当局とし

ては即戦即決をせねばならぬ羽目にあり、挑発的に行動している。

2 従つてスト形態を切り上げて旧交番で行くようにする。

このことは電車区在庫は二編成だけであるから、他の電車区の子備車を駆りあつめたならこの不足分(電車区在庫の分)を補充し、従来のダイヤに復旧なし得る。その時には東神奈川は完全に浮上つて折角のストも無意味になる。

3 宣伝戦を積極的に行う。

4 管理部との交渉にはいつでも応じる。

そこで、この案を腹案として現地の分会斗争委員会へはかるとした。

直ちに現地において連絡斗争委員会を開き、一応客観状況を説明し、スト切上げを提案したのである。悲愴な決意のもとに立ち上つた分会としては仲々納得はゆかなかつたのであるが、遂に完全に了解、この戦術を採用してくれることになつた。

その方法として分会斗争委員会より夫々区長又は助役に通告し管理部へ連絡させることとした。分会斗争委員は直に手配に移り、支部斗争委員は支部へ引揚げた。

電車区は六月十日三時半、区長並びに吉野助役に「一仕業より乗務する」ことを申入れ、大いに喜んだ区長が早速管理部へ通告したが拒否されてしまった。車掌区においては□時□分当直助役遠藤氏に始発より乗務することを申入れたのである。ところがこれより前一時三十七分管理部運輸司令より遠藤助役にあて、電話にて「東神奈川電車区、車掌区の乗務はさせてはならない」と通告があり、更に一時四十七分再度電話を以て「本日の軍臨にも乗務させなくてもよい。併せて今日から乗らなくてもよい」と通告があつたので担当助役としてはどうすることも出来なかつた。

乗務を完全に拒否し、事業所閉鎖の違法を敢て行ふ敵の姿を見た分会員は彼等が如何に不安動揺せるかどハツキリと分り、我々はず／＼沈着冷静に行動すべきであることを申合せた。

九日十八時三〇分トラック四台に分乗した武装警官二百名は続々と東神奈川構内を包囲し、隊長の指揮一閃なだれこもとする体勢がとられた。車掌区電車区の組合員を中心に近隣から馳せ参じた国鉄職員、部外労働者は全員固いスクラムを組んで、折柄の篠をつくような雨中に声高にインターを合唱し、全電車はサイレンを一斉吹鳴、非常時態を伝へた。

かくの如き鉄壁の陣に警官隊はなすことを能わず無言のまゝ引揚げてゆかねばならなかつた。

このストに対しての市民の関心は高まり二十時、東神奈川駅前には黒山の如き人出となり「真相を発表しろ」という声によつて、はからずも乗客大会ということになつた。組合側の事情説明、質問、回答という大討論の末、「よし、分つた。ストは支持するぞ」という単的な結論は万雷の如き拍手に迎へられた。そしてその時一人の乗客がすつくりと立つて「争議は明日あさつてもやれ、然し今日はこの人々を送りかへすための電車を一台動かしてくれ、そしてあすもあさつても皆のたのむときには出してくれ。その代り基金カンパでお礼はするぞ」と掛声をかけた。これも又万雷の拍手をもつて迎へられたのである。

カンパは直に開始され、忽ち二百九十円という金が集つた。かねて工代会議よりも朝晩のラツシユ運転については特に要求はあつたが、乗客大会の代表と改めての工代会議の要請により、二十一時二十五分及び二十三時の横浜線電車は組合員と乗客の歓呼の中に出發していつた。

六月十日

分会より引上げた支部斗争委員会は各地の情報を蒐める努力を

行っていたが、五時分会より管理部が乗務を拒否する報告をうけ直ちに情況報告二号並に三号を発表した。

情況報告二号 十日六時三〇分

「本朝初発より平常に服すべく乗務しようとした組合に対し、頑迷なる当局は頑強にこれを拒否し、敢て拾取を行おうとしな。事態はかゝる挑発的行為によつて益々紛糾し解決を困難に追ひこんだる」

情況報告第三号

「中央線中野電車区同車掌区三鷹電車区其他隣接の駅(マヤ)電車は不誠意極まる当局の処置に激昂し、本朝初発よりストに突入した。尚蒲田車掌区も同じく四時十分よりストに突入した」

十時過ぎて管理部運行課より電話あり、M・R・S・アンダーソン中佐の下へ支部の責任者は出願するよう命令があつたことが伝へられ、委員長城戸崎、副委員長相沢、成瀬の三名は十一時M・R・Sへ出頭した。この三名の外、新橋支部長全書記長、蒲田電車、車掌区長、東神奈川電車区長全分会長(東神奈川車掌区長代理分会長代理はあとから)並に管理部渉外課長、横浜渉外室山本氏も同じく呼出しを受けていた。先づ渉外課長のみ単独で呼ばれ、間もなくアンダーソン氏も共に現れ、渉外課長より、只今次

の事項を申渡されたから皆さんへそのまゝ御報告します。

「私が今から云うことは命令ではない。希望事項としてこのように行われることを自分として最低限度で希望し期待する。京浜線は全面的に止つている。聯合軍の白帯車の運行を確保出来ないか」
 そして渉外課長の言葉として、その事の気持は総武線も中央線も果している考へではないかと付加へた。

そこで我々としては管理部から乗務を拒否されているが、どうしたらよいかという事を質問したが、課長としてはその問題は改めて話したらよからう。今日の話の限界ではないといふ、押問答の中アンダーソン氏は立去り、我々も別に回答を求められたのではないので、そのまま帰ることにしたのである。

東神奈川車掌区前分会長水口巖は今回の餓首者の一人であるが前日軍政部へ呼ばれていたが、出頭したときは時間が遅く遂に面会出来ず、十日改めて出頭して別紙の如き話があつた。

現地東神奈川車掌区においては第二回の首切りが又もや高々と掲げられた。

車掌 篠崎 賢 車掌 波木井次郎 客專 大木由春
 日本国有鉄道法第三十一条及公共企業体労働関係法第十八条
 により免職する

六月十日十二時十五分

局長

この外当局の不安動揺を示す掲示は次の通り

(一) 六月九日十二時五五分 区長

左の通り電達があつたから知らせる

記

東京地区司令官の命により東神奈川車掌区の組合責任者に正常
 運行に戻すよう指令せよ

(二) 六月十日 区長

次の通り管理部長からの電達があつた

記

目下のスト状態を直ちに中止して正常業務に服する様茲に厳命
 する

(三) 六月十日十時

警告

さきに二回三回職場に るように警告したのであるが千葉

車掌区に於ては全員復帰正常勤務に服している。尚職場復帰を
 したいという気持をもつて迷つてゐる者も相当多いようである

(四) 六月十日十二時 東鉄局長

警告

日本国有鉄道の従業員は公共企業体労働関係法の定めるところ
 により不正行為を制止せられておるのであり、かゝる行為は非
 合法な行為としてこの法律による一切の保護を失ひ解雇されな
 ければならないのである。

二三車掌区電車区等の乗務員が現在スト状態に入つてゐるこ
 とは遺憾の極みであるが、これ等は一部少数の過激分子の煽動に
 誤られたものであると考へる。当局は諸君が速やかに職場に復
 帰し正常業務に服することを申出ない者は自ら職場を放棄した
 ものと認め断乎解雇処分にする。右警告する。

(五) 六月十日十三時三十分 管理部長

局長命令により本日十六時までに職場復帰しない場合は全員解
 雇する。

組合支部は十三時四〇分緊急斗争委員会を開き、無誠意無能な

る管理部に対し、現段階において交渉を持つのも意味なし。局長を相手とすべし。という意見が圧倒的に直ちに地評を通じて連絡させたが「拒否する」との回答を受け、この上は乗り込めと斗争委員長外六名は直に局に向けて出発することゝなつた。

局に於いては「不在」行方不明にて要領を得ず、折しも本部が総裁と交渉するという情報を聞き一時は本部へ行こうという事にした。

交渉人員を制限する当局と交渉の末ようやくして五名の支部代表を許され十七時二十七分より交渉へ参加する。

前夜の交渉事項（1 首切を撤回し白紙に戻す、2 これ以上の犠牲者は出さない、3 新交番については、団体交渉を行う）について、2、3は了解を確認、1については間違っていた者は取消す。但しストライキをやめることが前提である。それにして全部を取消すことにはならぬ。

中斗の理づめの戦法も反動政府のロボットと化した無気力な当局には応へず、交渉は些も進展しない。横浜支部としては余りにも現地の実態、下僚の失策を知らない当局の態度にたまりかね特に発言を求め、その非をせめ反省を鋭くついた。之に応援する中斗の力に依り当局は寸時の休憩を求め考慮することになつた。

然し、再開した交渉は当局が側フラクの決定を再確認したものの遂に妥結点を見出すことはできなかつた。

この交渉後中斗は緊急に対策を協議したが、何等結論は出なかつた様であつた。

六月十一日

支部へ聯参した全斗争委員は、深夜二時十五分緊急斗争委員会を開き現段階に於ける精密なる情勢分析を行つた結果、

「今までの斗争の偉大なる成果を挙げ、尚前夜の決定を正しくものとし持久戦々法で敵の短期決戦作戦を外し、更に弾力性を以て斗争を行うべきである事を再確認、具体的には、客観状勢上真に困難であろうが敵前大旋回を行い、一応電車運転を正常に戻し運転を我々の手に確保する」という事に決定した。

四時三十分会議を終り、そのまま東神奈川斗争委員会へ出発した。

五時より連絡斗争委員会を開催したが、既に十三名の犠牲者を出し更に全員誠首さるゝも敢て辞さないという固い決意も定まり又本日に至り漸く腰をあげつゝある他支部の情報入手しつゝあ

る現在、この提案は涙と怒号の中に容易に理解される筈はなく激論三時間に及び、双方遂に語る言葉もつき、冷ややかな沈黙がしばらくつゞいた。「ではどうするか」「この提案を各分会斗争委員会へ持ち廻つてみよう」「その結果を再び持ち寄ろう」

各分会の斗争委員会においては支部斗争委員会を交へ、再び激烈な討論の末、各々が自然に「動くストライキ」という結論を打ち出していった。

かくて九時より各分会毎に大会を持ち各分会斗争委員、支部斗争委員の正に必死の決意により

「斗ひの放棄ではない」「スト態勢は持続する」「支部の決意を確認する」「政治性をもつたより高い斗争への飛躍」であることを確認し、こゝの涙と怒号は固い決意と新しい斗志にもえる拍手に化していつたのである。

大会終了と同時に、東神奈川電車区は十一時五〇分、車掌区は十二時三〇分、自主的に電車運転を平常に戻すことを前夜の申入れを改めて夫々の区長に申入れたのである。

嵐の過ぎた後の分会の心理状態は全極平穏であつたにもかゝわらず、当局の態度は真に意外ではあつたかも知れぬが、周章狼狽

醜悪の極みであつた。

一 永久命令であるべき筈の東達甲五八三号は自動的に解消するといふ、公共企業体関係法第十八条2の事業所閉鎖の違法即ちストライキの対抗手段たることを自らバクロした。

二 「今はたゞ速かに平常運転に復すべし」という組合の提案を憶測し、新交番旧交番を行きがけの駄賃式にさらおうとして出したリ、引つこめたり一人で騒ぎ廻り、あげくの果臨時交番でやろうと頼みもせぬ組合に申入れて来た。

三 乗務は組合の正式申入れにもかゝわらず、個人の確認証云々を今すぐにと取上げ、あとでもいふではないかという組合の態度をうたがい、その事務もなかなかはかどらず、夕方のラッシュに間に合う運転を二〇時すぎまでおくらせた。
以上の事は次の確認書によつても明らかにされる。

確 認 証

- 一 組合からは十三時より仕事につくと通告があつた。
- 二 運転のおくれたのは業務上其の他による。

六月十一日

東神奈川車掌区長 伊藤栄一 (印)

かくて、暴逆無道な当局を震撼させた二十六時間ストライキは終結したが、斗争は更に尖锐化したまゝ内蔵され、本格的な形ですゝめられることになつた。

(以上十一日まで)

東神奈川車掌区斗争に關係方面より出された示き命令

M・R・S・司令官代理アンダーソン中佐口頭命令(六月九日十四時二十分東鉄局運転部運行課沼倉氏より新橋管理部長へ)

東海道線、横須賀線、列車並電車の運行を絶対に確保せよ

東京地区司令官ホール中佐(六月九日十六時二十分東鉄渉外部長より新管部長へ)口頭命令

「軍輸送に支障を来たした責任者氏名を即刻報告せよ」との口頭命令があつた。各管理部長は該当者を調査の上渉外部長宛報告せよ

東京地区司令官ホール中佐(六月九日十六時三十分本省より鉄道局へ)十六時四十五分局旅客課より管理部長へ)指令

すべての連合軍輸送に対して、絶対に支障を来たさない様に平常通りの運転を確保することを指令する

新橋管理部長より横浜市部長へ通達(六月九日横浜渉外室山本事務官ホール中佐によれば十二時五十五分管理部運行掛長に通告)運行部長運転課長に報告)運転課長より労組横浜支部長(十五時二十分

発信)

東京地区司令官ホール中佐より次の口頭命令ありたるに付、貴支部より東神奈川車掌区分会責任者に伝へられたし

「東神奈川車掌区組合責任者に電車の運行を正常にもどすよう指令する」

管理部長より労組横浜支部長へ(六月十日九時五十分)

アンダーソン中佐より命令を受けたならばすぐ集合出来るよう本日該当分会の責任者(現場長及び分会長)と管理部は軍政部に出頭のこと

情報(六月十日十時三十分)

中央線と横須賀線が運休するおそれがある。その場合東鉄局長と地方評議会議長とを招集する

M・R・S・アンダーソン中佐のもとへ出頭(六月十日十時会见十一時より十二時十分)

1 命令を下すことはない。

2 希望としてこのやうに行はれることを期待する。

京浜線では電車が全面的に止まつている。連合軍の白帯車の運行を確保出来ないか。

(出席者) 管理部渉外課長、太田課員、横浜渉外室渉外課長、

山本事務官、労組側 城戸崎、相沢正副委員長、新橋支部木出委員長、書記長、井上東神奈川駅分会長、庭田電車区分会長、佐藤電車区長、箱岩浦田車掌区長)

軍政部も組合の自主性を強調、当局不手際をバククロ、ダーテイ氏労組支部の行為を称賛

神奈川軍政部へ申入れ(六月十四日十時より十四時十分まで)

W・ダーテイ第八軍労働課長、マテーネス幹部候補生 井上通訳
労組側 相沢成生、栗竹、稲、柳川、吉野、水口、関根、波木井

皆藤、篠崎

組合 今日東神奈川車掌区の讎首された人を連れて来た。御存知でせうが九日に十人、十日に三人と讎首された理由は公共企業法第十八条日本国有鉄道法第三十一条によるといつた。十日に讎首された水口氏が軍政部に出頭ケツト労働課長に面会した時、ケツト中尉より職場に勤務するように云はれたのであるが、当局は局長命令で「区長は讎首された者や外部の者を入れてはたまらないし、又区員も許可なく入れてはならないと云つて居る」ので私達は今後の首切りは団体交渉中一方的に行はれた不合理なものであるからケツト中尉の云はれたように出来れば当局に職場に勤務することは差支ないと云つてもらいたいために

来ました。

ダーテイ氏 日本側のことは日本側で解決して欲しい。軍政部としては公衆の安全、公衆の福祉のために脅威のある場合については口を入れる。しかしこの問題については個人的注意は出来る。個人の考へを中立の立場で話す。

普通の場合解雇された者は事件の解決された場合給料をもらうことが出来る。鉄道側(経営者)のことを軍政部が入つてどうこう云ふことは云へない。

非常に複雑した問題であるからもし問題があればこゝで聞く。公企法は六月一日より実施しているが、六月一日以前に首になつた人はいないか。

組合 六月一日以前に首になつたものはない。

ダーテイ氏 六月一日以后前になつた方が組合には有利である。公企法第八条によれば労資は交渉しなければならない。又一方当局の有利のことは新交番については五月二十八日頃に発表したので、組合と協議する必要はないのである。現に公企法第十七条について話す。解雇されても提訴する権利はないか？今度の紛争については組合の指導者が少しあやまつていた。落度があつたことである。法律のことを話すのならば半日位話し

てもよいが皆さんの欲しているのは十九人が職に復帰することであると思ふ。しかし解雇するしないは経営者側つまり鉄道当局に権利があつて、軍政部としては首を切られた人たちを働かせろと云ふ権利はない。

たゞ軍として援助することの出来るのはエーミス氏を通じて当局に苦情処理機関を早くつくれと云つたことである。

諸君はエーミス氏がどうして復職をあつせん出来ないかと不思議に思ふでせう。それは国会に於いて法律が出来る。その法律を国民は守らなければならない。軍としては法律をいかに守つていのかを見届け又は守らせる権利がある。次に労働協約についてだいたい話をして見ると協同処理機関の活用をすることである。

(仲裁機関に移行)

組合 当局は新交番制については六月一日以前に新交番を発表したと云ふが、組合としては六月一日以後の問題であるから当然団体交渉に移すべきだと思ふがどうか。

ダーテイ 私は中立であるからどちらにもつけない。

組合 当局は鉄道公安官や警察官を動員して公務執行妨害で組合員を検束すると云ふが、これは正しくないと云ふがどうか？

ダーテイ氏 私が思ひ出すには組合も経営者も今度は法をよく知らなかつた。今度のことも法律をよく研究して居れば別の方法があつたと思ふ。今度の問題は法によつて民主的に解決することが出来る。多少時間はかゝると思ふが、「特に今日私は横浜支部の人に御礼を云ひたい。それはスト期間中非常に協力的であつた。労組は早くから職場に復帰する意志があつたことである。私はこのことをエーミス氏に話して特にマツカーサー元帥に伝へてもらふよう申達した。」私は長い間東洋におつたので東洋人のことはよく知つている。東洋の人は上から命令があるとよく動くと思ふ習慣があるが自分で自主的に動くことは少い。組合 端的に云へば誠首された人を復職させるよう指示アツセンをお願いしたい。

ダーテイ氏 首になつた者は職場に入つてはいけない。労働者には三つの権利がある。それは組織すること、団体交渉とストだ。しかし諸君にはストの権利はない。

組合 当局と交渉して了解を得ている建物に組合員が入るのはどううか。

ダーテイ 当局の了解を得ている建物に組合員が入るのは自由だ。

組合 鉄道公安官が組合に干渉するのはけしからんと思ふが。

ダーテイ 公安官をどういふふうに使ふかは鉄道経営者側に権利がある。

組合 警察官が民主的な労働組合会議や組合事務所に入しスパイ又は干渉することは日本の民主化を阻害することになると思ふがどうか。

ダーテイ 警察官もまだ民主化されていないので悪いこともある。例へば広島のパイ工場についてもそうである。

もし警察官が不法にスパイしたり弾圧したりした場合には、氏名、年齢、時間等を調査して軍政部へ報告せよ、その結果によつて軍政部では命令を出す。

組合 神奈川県に於いて公安条例を制定する気運があるので労組は知事に公安条例制定に反対の申入れをした。時には横浜のごとき第八軍M・R・S・等米軍の本部がある所で最も民主化されている国際港都であるから、公安条例の如きものを制定する必要はないと思ふがどうか。

ダーテイ 公安条例については貴男がたと全然見解を異にする。地方に於て必要あればつくれるし、又つくつて差支ない。しかし作る場合は軍政部で内容を検討するので組合で云ふ様な心配

はない。

尚今后も相談することがあつたならば遠慮なく来て欲しい。

当局の無謀、無策、遂に電車を全面的にすつとつぶす。

六月九日二十一時三十分労組支部は東神奈川三分会（東神奈川駅車掌区 電車区）斗争委員と合同斗争委員会を開催 諸情勢の検討と今後の斗争について協議

労組は戦術上一大転換を行うことを決議、六月十日初電車より平常運行に復することを決定した。この旨関係区長、助役に申入れ管理部運転に報告せしめた。しかるに六月十日一時三十七分及び一時四十七分管理部運転指令より当直助役に対し

東神奈川車掌区車掌は今日より乗務しなくてもよいと通告、更に軍臨七八一列車、全廻送六九一九、六九三六列車の乗務も拒否し遂に全面停止の状態となつたのである。

こうした事態に追いこんだのは当局の策なき悪らつきはまらない実態である。

当局のアクラツな手段 ついに事業場閉鎖

当局は六月九日二〇時東達甲第五八三号（電報）をもつて東神奈川車掌区の管理区域を次の如く変更して来た。桜木町、大森間を品川車掌区に移管、横浜線全線を八王子車掌区に移管し東神奈川車掌

区の管理区域を鶴見線全線と新鶴見操車場月島間の貨物線の二線区だけに縮小された。しかもこの通知は六月十日夜間行われた下山総裁との交渉過程に於て知つたのである。鉄道の公共性を發揮するたために斗つている東神奈川車掌区の企業を縮小することは当局の無謀性を如何なく暴露する破壊的な政策である。

正しい総合運動と団結の前に 当局カブトをぬぐ

六月十一日東神奈川三分会は大会をもち支部の方向に従ひ全員新交番に乗務する事を決定、区長並に管理部に申入れた。こゝに於て一方的に発表した事業場閉鎖第五八三号遠慮止を十八時三〇分組合に通知せざるを得なかつた。

電車運行をソガイしたのは誰れか

組合は事態を收拾せんとあらゆる努力を図り自主的に分会大会を開き、平常業務に復帰せんと通告せるに拘らず当局はまんぜん時間を延長し、遂に二十四〇分まで運転を遅延したのである。

申 入 書

分会斗争委員は全分会を代表し、本日より新交番制にて乗務することを申入れる

六月十六日十六時二十分

東神奈川車掌区分会斗争委員長代理

東神奈川車掌区長殿

山岸平吉郎

(二)

一九四九年六月一〇 午後廿時

(マド)
斗争情報

産別会議情報宣伝部

☆国鉄団交つゞく。

午後五時四十分、中斗鈴木副委員長以下は横浜支部代表を交へて下山総裁以下と三項目について交渉を初めたが、ストをやめれば今後の処分問題、新交番制について団交する旨回答したが、横浜支部から今日東神奈川車掌区では平常運転に復帰する旨、組合幹部から管理部に通告したところ、運転指令として「今日は乗務しなくてもよい、軍臨も運転しなくてよい」と発令申し渡して来たという事実が出され、こゝに事態は一変し、当局は休ケイを宣して約二十分後横浜支部を除く中斗と総裁間に交渉を行ひ、当局より二、三項目はみとめる、しかし一項はみとめられない、たゞしカク首者については再調査しようとする妥協を申ししたが、中斗は事態收拾のため一度職場に復帰させてから調査してもらいたいと申し出たのに対し当局はこれを拒絶し、中斗は非公開で協議を続け

してゐる。

☆電産神奈川動く。

日発鶴見火力、潮田火力、神奈川変電所の三分会は廿日午後三時、職場大会を開き、大会の決定として斗争中の東神奈川車掌区に同調することゝなり満場一致で職場放棄を行ふことを決議した。その時期は分斗に一任。

(三)

一九四九・六・一〇 午後一〇時

(A、B)
斗争情報

産別会議情報宣伝部

☆地下鉄では十日の職場大会で十一日から超過労働を拒否、警官の無賃乗車拒否を決定した。

☆一〇日午後七時千葉車掌区は新交番制に復して平常運転にかへつた。

☆カマタ車掌区では、正午頃の警官の襲撃は撃退したが、夕方再び五〇名が又襲撃遂に六名の検束者を出した。

☆午後八時現在、首切発表者数。

—— 三 鷹 十九名
—— 中 野 三五名

—— 蒲 田 十一名
—— 東神奈川 十三名

☆「人民電車」動く。

スト中の東神奈川電車区は昨日、労働者の手による人民電車を動かして大衆の要求に答へたが一〇日、車掌区、電車区、駅、三者の話し合ができて、地区工代会議のもとに、本日十八時から人民電車を上下線とも動かすことになった。

尚人民電車第一号は午後六時五分、労働者と市民の拍手とインターに送られて同駅ホームを赤羽にむかつてすべり出した。
毎日ラッシュ時に一時間に一本のわりで上下線とも運転する。

(四)

産別特報 号外

一九四九年六月十一日

全日本産業別労働組合会議

情報宣伝部

防衛会議が電車を動かす!!

注目すべき人民管理への動きノ

今度当局の不当な首切りに反対して立ち上つた国鉄労組東神奈川地区を先頭とする国鉄防衛斗争は、情勢の発展にともない新しい斗争

態勢を示して来た。それはその地域における工場代表者会議、産業防衛会議による人民管理へのうごきである。

このストの端緒をきつた東神奈川車掌区、電車区にスト突入後、金属、電工を中心とする労働者六〇〇名が直ちに応援にかけつけ同工場代表者会議を開き、次の国鉄共斗方針の四項目が決定された。

1 国鉄は全人民のものである。これをうごかすのも止めるのも全人民の意志である。

2 われわれは直ちに各工場で要求をかゝげ、断乎たる実力行動を起す。

3 当局の発表した十名の首切及び予想される弾圧に対して実力行動をもつて抗議する。

4 差当り車掌区長と団体交渉を行う。

この決定に応じて、川崎、鶴見地区の各工場では、それらの要求をかゝげて斗争に立ち上つたが、この工代会議の決定にもとづいて、スト中の東神奈川電車、車掌両区はラツシユアワの労働者市民乗客の要望にこたへ、十日午後六時二三分京浜赤羽行及び横浜線八王子行「人民電車」第一号より労働組合の手で発車させた。赤信号を出して発車を妨害しようとする駅長の反対を乗客に訴へ乗客の協力のもとにおしきり、「人民電車 東神奈川車掌区管理」と表面に

大きくかき出した電車は、赤旗の波と乗客の拍手のうちに数本運転されたのである。

蒲田車掌区でもやはり応援にかけつけた。全通、電産をはじめ各組合代表者、婦人団体、民主商工会等を加へて代表者会議をひらき、この会議を太田地区防衛会議と名ずけて電車を動かすのも止めるのもこの会議の決定にもとづくことを確認、単に国鉄の斗争だけでなく駅前マーケット取りはらい問題などもとりあげて恒常的な態勢をつくりあげた。

このような動きは、産業防衛会議が宣伝機関から実力行使をとるという行動機関へ成長しなければならないという方針の正しさを裏書してゐる。

以上

(五)

一九四九・六・一一 一八時

(マ) 斗争情報

産別会議情報部

中斗指令後の各分会の動き

○東神奈川車掌区

十四時臨時分会大会をひらき平常運転に帰ることを決定し、十四

時三十分職場へ復帰したが当局は赤信号を出したまま送電しないので電車は動かさず十六時すぎようやく動きはじめた。斗争体制はとらず現在旧交番制を実施している。

各地の動き

○神奈川方面

一 九日の四項目をかかかって斗いははじめた工代会議は昨日(十日)東神奈川駅に集めて共斗本部を設け常駐の実行委員を各単産から出すことを決定した。

二 東神奈川井上斗争委員長、溝口委員に対して地検は逮捕状を發したが、工代会議はこれに対して直ちに逮捕理由なしとして抗議文を出した。

三 神奈川生活協同組合は全力をあげてこの斗争を支援し共斗するとその態度を明かにした。

四 川崎地区では東芝堀川町、同柳町を中心にデモを敢行、鶴見地区では東芝鶴見、鶴鉄を中心として約二、〇〇〇名がデモに参加した。

五 日本製鋼は本日一時無期限ストに突入、東芝横浜、日平産業、石川島産業は本日二十四時間ストに入り、古河電線もストを指令した。

六 横浜の民主商工会も工代会議に同調、ピラなどによる宣伝活動を活発に展開している。

七 横浜市中区の自由労働者約二、〇〇〇名は、仕事よこせの斗争を県庁に対して行つた。当局は武装警官を動員したが、交渉の結果殆んど全員仕事をカクトクした。

八 電工、金属の神奈川支部は東京本部に対して嚴重なる抗議をするとともに、即時除名処分を催告し「われわれとともに公安条例反対、当該事件の責任者の即時罷免リコール、処分の取消等を要求し果敢なる斗争に起ち上ること」を要請した。

〔注〕この資料の「中斗指令後の各分会の動き」「各地の動き」は神奈川に関する部分のみを抜粋したものである。

(六)

組合の戦術転換に対し

当局挑発

組合はGHQの中止勧告に先だつて戦術転換を整然としかも敵前で転換した。これに対して当局は短期戦でしかも十二万の首切の突破口として潰す意図を持っていた。然るが故に敵は滅茶苦茶の攻撃を行つて来、組合の戦術転換に対して盛んに挑発を行ひ、『組合員一人一人から業務命令に従うという確認書を出せ』『新交番でのれ』と

挑発して来た。軍労働課では問題が解決するまで旧交番でのれ、確認書は後でもよいと言はれており、中央当局は確認しているにも拘らず、遂に十九時すぎようやく動き出したのである。この間の動きに就いては車掌区々長は『組合員は早く復帰した。おくれたのは業務上その他に依る』の確認書を組合に提出した。

(七)
東神奈川の斗争が我々に与へた最大のものはあらゆる法律によつて縛られた吾々に力と自信と勇氣お注いだ事である。茲に支部委員会は次の感謝文を其の名に於いて三分会に送つた。

感謝文

茲に歴史の一駒を大きく進展せしめた事実がある。それは悪政をけり暴逆な当局を震撼せしめた十一日間の東神奈川の斗争がそれだ。労働者は斗うことに依つて生抜かねばならない。然しそれはスローガンを決定することではなく、行動する事だ。東神奈川の斗争は全労働者にその事を確認せしめ、懦夫を奮起せしめたであらう。我々は重苦しい十二万人の首切りや引つゞく労働強化を生して待つていられない筈だ。すでに敵は団体交渉にのせられるべき新交番という労働条件、労働強化の問題すら業務命令という形で強要している。その圧政を一撃の下にはねかへしたのが東神奈川の斗争だ。東神奈

川の諸君!! 君達の斗争は我々に勇氣と確信を与へてくれた。少くとも惰眠から目覚めた。諸君!! 吾々は君達の後につゞくぞ。それが君達の苦斗に報いる唯一の方法と思うからだ。我々は諸君の息吹きによつて本来の労働者に立返つた事を誓う。有難う諸君! 我々は斗うことだけだ。

一九四九年六月十三日

支部委員会

東神奈川車掌区、駅、電車区分会殿

(七)

第一次声明

皆様は御心配をかけました今次のストも組合の自主的な処置によつて一応平常に復して居りますが、問題の根本については何等解決はついてはいません。従つて電車は走つていても斗争体勢は依然持続し、更に強化されています。報道機関を持たぬ組合の貧弱な宣伝力のみでは大方の皆さんに真相を知つて頂けないので実に残念であります。その反面当局の一方的な談話や見解は新聞、ラヂオ等にそのまま発表され事実は大いに曲げられています。只今より真相の概略を申上げ逐次声明によつて問題を解明したいと思ひます。

一 団体交渉の対象たる乗務交番制(労働時間、労働条件)につい